

鳥取県告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

東伯都市計画道路3・6・1号下大江浦安線

赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

変更する部分

東伯郡琴浦町大字槻下、大字中尾、大字上伊勢、大字浦安、大字下大江、大字三保、大字田越、大字笠見及び大字八橋

(2) 東伯都市計画道路3・6・1号下大江浦安線

追加する部分

東伯郡琴浦町大字下大江、大字三保、大字上伊勢、大字下伊勢及び大字浦安

(3) 赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

変更する部分

東伯郡琴浦町大字別所、大字松谷、大字赤碕、大字八幡、大字光、大字湯坂、大字籠津、大字梅田、大字栄田及び大字八重

3 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）